

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

八 女 市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 八女地域（旧八女市）

#### (1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、平坦地においては菊やいちご等の施設園芸についても盛んで、丘陵地においては地域のブランドである「八女茶」を生産する茶園や、なし・ぶどう等の果樹生産も盛んな地域である。なお、本地域の東側山間部は急傾斜地も多く、過疎地域に指定される等平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行い、本地域において今後とも農業振興を図るためには、共同で農地・水路・農道などの地域資源を管理していくことが必要である。

また近年、環境志向の高まりから、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにも必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、地域資源や農村環境の保全管理を図るとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 立花地域（旧立花町）

#### (1) 現況

本地域は、地域の大半を占める山間地においてはキウイフルーツ、みかん等の果樹生産が盛んであり、東部の一部平坦地や谷合においては稲作やなす、いちご等の施設園芸が営まれている地域である。山間部は急傾斜地も多く、特定農山村地域等に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行い、共同で農地・水路・農道などの地域資源を管理していくことが必要である。

また近年、環境志向の高まりから、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の

生産方式を普及することも必要となっている。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、地域資源や農村環境の保全管理を図るとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3. 黒木地域（旧黒木町）

### (1) 現況

本地域は、南を熊本県と接する市の東南部に位置し、森林が大半を占める山間部において傾斜地を利用した茶園、ぶどう・みかん等の果樹生産がおこなわれ、平坦地の水田地帯においては稲作のほか、野菜などの施設園芸が行われている。山間部は急傾斜地も多く、特定農山村地域等に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行い、共同で農地・水路・農道などの地域資源を管理していくことが必要である。

また近年、環境志向の高まりから、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要となっている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、地域資源や農村環境の保全管理を図るとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 4. 上陽地域（旧上陽町）

### (1) 現況

本地域は、森林が大半を占める耳納連山の南部に位置し、山間部において傾斜地を利用した茶の生産を主としており、野菜や果樹、一部平坦地での稲作と組み合わせた複合経営が行われている。山間部は急傾斜地も多く、特定農山村地域等に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また近年、環境志向の高まりから、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要となっている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、地域資源や農村環境の保全管理を図るとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 5. 星野地域（旧星野村）

### (1) 現況

本地域は、耳納連山の南部に位置し、森林が大半を占める中、山間部において傾斜地と気候を利用した茶の生産を基幹としており、点在する棚田では他に高冷地野菜、花卉、緑化木等も生産されている地域である。山間部は急傾斜地も多く、特定農山村地域等に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行い、共同で農地・水路・農道などの地域資源を管理していくことが必要である。

また近年、環境志向の高まりから、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要となっている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、地域資源や農村環境の保全管理を図るとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 6. 矢部地域（旧矢部村）

### (1) 現況

本地域は、東に釈迦ヶ岳を有する市南東部の端に位置し、森林が大半を占める中で、山間部のわずかな耕地において、高冷地での気候を利用した茶の生産や、棚田における稲作、花卉・いちご等の施設園芸が営まれる高嶺山間地域である。山間部は急傾斜地がほとんどで、特定農山村地域等に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また近年、環境志向の高まりから、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要となっている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、地域資源や農村環境の保全管理を図るとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業                             |
|---|-----------|---------------------------------------|
| ① | 八女区域      | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、及び同項第3号に掲げる事業 |
| ② | 立花区域      | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、及び同項第3号に掲げる事業 |
| ③ | 黒木区域      | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、及び同項第3号に掲げる事業 |
| ④ | 上陽区域      | 法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業         |
| ⑤ | 星野区域      | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、及び同項第3号に掲げる事業 |
| ⑥ | 矢部区域      | 法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業         |

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

#### 1 取り組みの推進

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

#### 2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施基準の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

##### 1 対象農用地の基準

##### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定

することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

特定農山村法に基づく指定地域

（旧立花町地域、旧黒木町地域、旧星野村地域、旧上陽町地域、旧矢部村地域）  
山村振興法に基づく指定地域

（旧大淵村地域、旧笠原村地域、旧星野村地域、旧横山村地域、旧矢部村地域）  
過疎地域自立促進特別措置法に基づく指定地域（八女市全域）

#### イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 1 / 20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上  
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、  
当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70 % 以上の地域の草地

（エ）八女市長（以下「市長」という。）の判断によるもの

##### a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象（田 1/100 以上 1/20 未満、畑・草地及び採草放牧地  
8 度以上 15 度の農用地）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、  
当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

##### b 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40 % 以上、耕作放棄率：  
田 8 % 以上、畑（草地含む。） 15 % 以上の農地

## 2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者の  
他、地域農業の担い手として集落の実情に合わせて市長が認定する者とする。